



○次の在留資格認定証明書交付申請について、下記【在留資格認定証明書】のとおり交付しました。  
申請受付番号：高松認V24100316

○【在留資格認定証明書】の内容を確認し、以下のURLから受領登録を行ってください。  
受領登録が未了の場合、受領確認のメールが送信されますので、ご了承ください。  
▼電子在留資格認定証明書の受領登録はこちら

・ <https://www.r3s-immi.moi.go.jp/WC01/WCCLASS010/ras?dispOutputEvent=&stavskenintiaeno=6w8FBAtqhrAFLfPBxDb%2BoLX13Mw0l%2BFnCFnSBt6%2BM%3D>

【在留資格認定証明書】

在留資格認定証明書番号：高松認(KB)V24-100316

氏名：HOANG ANH DUNG

性別：男 male

国籍・地域：ベトナム VIET NAM

生年月日：1990/10/07

日本での職業及び勤務 (通学) 先等：浦田建設有限公司

在留資格：特定技能1号 (1年) Specified Skilled Worker (I)(One Year)

交付年月日：2024/11/11

交付者：高松出入国在留管理局長

(備考)

出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号の規定に基づき、同号に定める活動を行うことができる本邦の公私の機関及び特定産業分野を次のとおり指定します。  
・ 本邦の公私の機関氏名又は名称 浦田建設有限公司 所在地 愛媛県松山市中央二丁目48番地5  
< 出入国在留管理庁からのお知らせ > 特定技能外国人を受入れ予定の方は、各国の送出手続の案内を以下のURLから御確認願います。 [https://www.moi.go.jp/isa/polices/ssw/nvuiukokukanri05\\_00021.html](https://www.moi.go.jp/isa/polices/ssw/nvuiukokukanri05_00021.html)  
< Notice from the Immigration Services Agency > If you plan to accept foreign nationals as specified skilled workers, please confirm the following information of the dispatch procedures for each country from the URL. [https://www.moi.go.jp/isa/polices/ssw/nvuiukokukanri05\\_00021.html](https://www.moi.go.jp/isa/polices/ssw/nvuiukokukanri05_00021.html)

(注意)

- 1. 本証明書は、上陸の許可そのものではなく、本証明書を所持していても、在外公館において査証を取得しなければ上陸を許可されません。
  - 2. 上陸申請や査証申請時において本メールをスマートフォン画面などで提示する必要があります。
- 画面の提示ができない場合は、本メールを印刷して必ずご持参ください。

指 定 書  
DESIGNATION

氏 名  
N A M E

HOANG ANH DUNG

国籍・地域  
NATIONALITY/Region

ベトナム

出入国管理及び難民認定法別表1の2の表の特定技能の項の下欄第1号の規定に基づき、同号に定める活動を行うことのできる本邦の公私の機関及び特定産業分野を次のとおり指定します。

・ 本邦の公私の機関

氏名又は名称

浦田建設有限公司

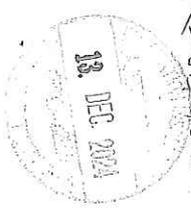
所在地

愛媛県松山市中央二丁目48番地5

・ 特定産業分野

建設業

(参考)



日本国法務大臣  
MINISTER OF JUSTICE, JAPANESE GOVERNMENT